

特定商取引に関する法律の改正に伴うクーリング・オフの対応に関するお知らせ

特定商取引に関する法律の改正により、2022年6月1日からクーリング・オフの申し出が電磁的記録（電子メール、SNS等）でもできるようになります。

（2022年5月31日までに締結する契約は今まで通りで大丈夫です。）

これに伴い、6月1日以降の特定継続的役務提供契約においては、概要書面と契約書面の文言を変更し、お客様に契約の解除に関する説明を行う際、電磁的記録でもクーリング・オフができる旨を加える必要があります。

■エステティックサービス契約書約款

※6月1日以降は、下記の赤字部分を加筆してお客様にお渡しください。

第6条 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面又は電磁的記録により、入会金を含め契約を解除することができます。

第7条 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面又は電磁的記録を、乙宛てに発信した時に、その効力が発生するものとします。

●主な電磁的記録とは、電子メール／USBメモリ等の記録媒体／SNS／事業者のクーリング・オフ専用フォーム／FAX／等が該当します。

※方法が多岐にわたるため、クーリング・オフ専用のアドレス等を契約書に例示することをお勧めいたします。ただし、他の方法で申し出があっても受ける必要があります。

●法改正に対応していない概要書面及び契約書面に関しましては、各書面のクーリング・オフに関する文章に手書き、ゴム印等にて追記することで対応できます。

※空白部分にゴム印等で追加する際の文例（赤字）

契約の解除（クーリング・オフ）は、電磁的記録による通知でも可能です。その効力は発信した時に発生します。

●6月1日以降、「電磁的記録」でもクーリング・オフできる旨が記載されていない書面では、「書面不備」と判断され、正しく記載された書面を交付し説明した日から8日間がクーリング・オフの適用となりますのでご注意ください。

2022年6月1日からのエステティックサービス契約書及び概要書面への対応のお願い
特定商取引に関する法律の改正用シール 申込書

重要

特定商取引に関する法律の改正により、2022年6月1日から、概要書面及びエステティックサービス契約書を交付する際は、書面に電磁的記録でもクーリング・オフができる旨を加える必要があります（本紙表面参照）。

2022年6月1日以前にご購入いただきました概要書面及びエステティックサービス契約書を引き続きお使いになられる場合は、2022年6月1日から下記の対応をいただきたくお願い申し上げます。

契約の解除（クーリング・オフ）は、電磁的記録による通知でも可能です。その効力は発信した時に発生します。

- 右記枠内文章の追記
- 概要書面及び契約書の表面に記載されている会社電話番号下に、クーリング・オフをお受けする電磁的記録の連絡先アドレス等をご記入いただくことをお勧めいたします。

※この度ご購入いただきました書面を2022年6月1日以降もご利用される場合は、「特定取引に関する法律の改正用シール（概要書面、契約書共通）」を無償にて提供させていただきます。

■エステティックサービス契約書

第6条 甲は、本契約を定める事項を記載した契約書面を受領した日から起算して8日以内であれば、書面により、入会金を含め契約を解除することができます。

2. 前項の契約の解除が乙の責により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除ができる旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間を経過するまでは、前項の契約の解除ができます。

3. 関連商品（第2条第2項及び第3項）についても契約の解除ができます。商品の引き渡しがすでにされているときは、その取引に要する費用は乙の負担となります。ただし、第2条第2項に定める関連商品（除菌食品、栄養補助剤・化粧品・石けん・常用品）については、又はその全部もしくは一部を消費したとき乙が甲に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費させた場合は、その限りではありません。

第7条 前条による契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を、乙宛てに発信した時に、その効力が発生するものとします。

なお、甲は、クレジットを利用する契約の場合は、ただちに乙に契約の解除を申し出た旨をクレジット会社にも別途書面による通知をするものとします。

契約の解除（クーリング・オフ）は、電磁的記録による通知でも可能です。その効力は発信した時に発生します。

クーリング・オフ（契約解除）の連絡先

第8条 第6条による契約解除については、違約金及び利用したサービスの対価は不要とし、乙は、甲から受領した前払金を速やかに甲に返還するものとします。なお、前払金を返還する際の費用は乙の負担とします。

■概要書面(事前説明書)

■ 契約の解除について

① 契約のクーリングオフに関する事項

○お客様は、当サロンとエステティックサービス提供の契約を交わした場合、特定商取引法に基づく記載事項が記載されている契約書（以下、契約書）を受領した日から起算して8日以内であれば、書面により、入会金を含め契約を解除することができます。

○上記の契約の解除が当事業所により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除ができる旨を記載した契約書面の交付及び説明を受けた日から8日間を経過するまでは、同契約の解除ができます。

○関連商品（健康食品、栄養補助剤、化粧品、石鹸、浴用剤、下着類、機器類（美顔器、脱毛器等））についても、クーリングオフができます。但し、関連商品をお客様が使用し、又はその全部もしくは一部を消費した場合（当事業所がお客様に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費させた場合を除く）はその限りではありません。

○お客様が、クーリングオフを行う旨の書面を当事業所に発信した時に、契約の解除（クーリングオフ）の効力が生じます。

○お客様が、クーリングオフにより契約を解除した場合、お客様は、当事業所に対し当該解除に伴う損害賠償もしくは違約金及び利用したサービスの対価並びにその他の金銭のお支払いは不要とし、当事業所はお客様から契約に関連した金銭をすべて受領しているときは、すみやかにお客様に返還することとします。また、関連商品の引き渡しがお客様にされているときは、お客様より返還いただき、その関連商品の引き取りに要する費用は当事業所が負担することとします。

「特定商取引に関する法律の改正用シール」はこちらに貼付いただきます

※「特定商取引に関する法律の改正用シール」の発送は、5月中旬以降を予定しております。

※特定商取引に関する法律の改正に対応した契約書は、6月上旬よりの出荷を予定しております。

尚、改定後の契約書は、令和5年10月1日から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）対応となります。

※概要書面に関しましては、当面の間、現行のものにシールを付属したものをご提供させていただきますので、あらかじめご了承ください。

特定商取引に関する法律の改正用シール 申込書

◆ 事業者名(サロン名)	◆ 担当者名	◆ ご希望部数 50部 × <input type="text"/> 冊
◆ 送付先住所		
◆ 送付先TEL 〒	◆ 送付先FAX	

お申し込み先 **FAX 03-3446-0603**

JAPAN TOTAL BEAUTY ASSOCIATION
 一般社団法人 日本全身美容協会 事業部
株式会社 エム・シー・シー
 TEL 03-3444-2740 FAX 03-3446-0603
 〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-13-35 ニューフジビル2F
 E-mail : association@jtba.gr.jp